ひとり親家庭等医療費支給制度のしおり

ひとり親家庭等医療費支給制度とは

ひとり親家庭のお子さんとその母親又は父親、両親のいない児童などの世帯の医療費を京都市が負担することにより、ひとり親家庭の経済的な負担を 軽減する制度です。

(詳しくは次ページ以降をご覧ください。)

制度概要:健康保険証を使って医療機関などを受診した場合、窓口で支払われる医療費(健康保険の 自己負担額)を京都市から全額支給します。

対 **象 者**:京都市内にお住まいで、何らかの健康保険に加入しているひとり親家庭のお子さんとその 母親又は父親、両親のいない児童などです。

※上記の世帯でも一定以上の所得がある場合は対象となりません。





対象となる方

京都市内にお住まいで、健康保険(社会保険や国民健康保険など)に加入している方で、次のいずれかに該当する方

- 「児童を扶養するひとり親及びその児童」<注>
- 「両親(父母)のいない児童」
- 「両親(父母)のいない児童を扶養している20歳未満の方」
 - ※ 「児童」とは、満18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方です。
 - ※ 「両親(父母)のいない児童」を扶養している「配偶者のない祖母、祖父、おば、おじ、姉、 兄」などの方も対象となる場合があります。
- <注>この制度の対象となる「ひとり親家庭」とは、次の状態にあることをいいます。 ただし、児童と母又は父が生計を一にしていることが要件となります。
 - (1) 母又は父のいずれかが死亡又は離婚
 - (2) 母又は父のいずれかが生死不明(遭難等)
 - (3) 母又は父のいずれかからの遺棄
 - (4) 母又は父のいずれかが海外在住(抑留等)による非扶養
 - (5) 母又は父のいずれかが障害による労働能力長期喪失
 - (6) 母又は父のいずれかが長期拘禁
 - (7) 婚姻せずに親となり、現在婚姻していない方
- ※ ただし、上記の状態であっても、「児童と生計を一にする母又は父が、婚姻の届出をしていないが、事 実上婚姻関係と同様の事情にある方」は対象となりません。
- ※ 「離婚」には「事実上婚姻関係と同様の事情にあったがこれを解消した場合」も含みます。

対象とならない場合

上記の「対象となる方」に該当する場合であっても、次の場合は対象になりません。

- 世帯の主たる生計維持者の所得が一定の所得制限額以上のとき。
 - 大養親族が1人の場合、所得(給与収入額から給与所得控除や医療費控除額、ひとり親控除などの諸控除を差し引いた後の所得)が274万円(給与収入にして約420万円)以上のとき。
- 生活保護法、京都市重度心身障害者医療費支給条例、その他感染症予防法等国の 法律や地方公共団体による同様の医療の給付が受けられるとき。
- 児童が、児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く。)へ入所していたり、里親へ委託されたりしているとき。または、児童福祉法による一時保護児童であるとき。
 - ※ 世帯の主たる生計維持者とは、児童又は児童を扶養しているひとり親と生計を一にしている 又は扶養している状態にある者(民法上扶養義務を負っているかどうかにはかかわりません) を言います。
 - ※ 健康保険の適用が受けられない状態になると、ひとり親家庭等医療費の支給も受けることが できませんので速やかに届け出てください。

申請の手続

次のものをお持ちのうえ、お住まいの区の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐ くみ室(右京区京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当)で 申請してください。

≪申請に必要なもの≫

- 戸籍謄本(全部事項証明書。申請対象の児童及び母親又は父親などが記載されているもの)
- 健康保険証

※ なお、その他、対象者の資格に関して必要があると判断したときは、対象者から、マイナンバーのわかる書類など、上記以外の書類の提出やその他の関係者から聞き取りなどを行う場合があります。

医療機関等を受診するとき

京都府内の医療機関等を受診するときは、「福祉医療費受給者証

・ を健康保険証と一緒に窓口へ提示してください。ただし、次のような健康保険の給付の対象とならないもの、入院時の標準負担額(光熱水費、食事代)等は支給の対象になりません。

【支給の対象とならないもの(例)】

○健康診断料	○文書(診断書)料	○予防注射料	○往診の車代
○差額ベッド代	○薬の容器代	○美容整形	○慰安目的のマッサージ
○保険診療できた	い、歯科治療費等	○200 床以上の	病院での初診時特別料金

- ※ 高額な受診(入院等)をする際は、加入している健康保険が発行する「限度額適用認 定証」等の交付を先に受け、医療機関に提示してください。
- ※ 後期高齢者医療制度の適用を受けている方は、「福祉医療費受給者証

 ・ 定窓口で提示していただくことはできませんので、「払戻しの手続について」の項目をご確認ください。

払戻しの手続について

次のようなときは、医療費の払戻しをしますので申請してください。(加入している健康保険から高額療養費や付加金等の支給を受けることができる場合は、先にその支給を受けてください。)後日、預貯金口座へ振り込みます。

- ひとり親家庭等医療費支給制度の取扱いをしていない医療機関等を受診したとき。
- 受給者証を医療機関等の窓口に提示できず、医療費を支払ったとき。
- 健康保険から療養費の支給を受けたとき。
- 後期高齢者医療制度の適用を受けているとき。

≪申請に必要なもの≫

- ① 医療費支給申請書
- ② 福祉医療費受給者証繳
- ③ 健康保険証
- ④ 医療費を支払ったことを証明する書類 (患者名、受診日、医療機関名、保険診療点数、支払金額の明記されている領収書等)
- ⑤ 保険者が発行した療養費、高額療養費、付加金等の支給証明書(支給を受けた場合)
- ⑥ 受給者本人名義の振込口座番号のわかるもの (キャッシュカード・預貯金通帳等)
- ⑦ 受給者以外の方の口座に振り込む場合は、委任状及び受任者の振込口座の分かるもの
- ⑧ (治療用装具の場合) 医師の意見書 (同意書)、治療用装具装着証明書
- ≪柔道整復、鍼灸、あん摩・マッサージ(接骨院、整骨院等における施術)に係る医療費の場合、以下の書類も必要となります。≫
- ① 療養費支給申請書のコピー
- ② 医師の同意書のコピー(柔道整復の場合は不要)
 - ※ 柔道整復の場合、⑤の保険者が発行した療養費の支給証明書は不要です。

有効期間及び更新

「福祉医療費受給者証麹」の有効期限は毎年7月31日です。毎年6月中に更新についての 用紙を郵送しますので、必要書類を添えて提出してください。資格確認のうえ、8月1日まで に新しい受給者証を郵送します。8月1日以降は古い受給者証は使えなくなりますので、お手 数ですが速やかにお返しください。

※ 受給資格のない方が「福祉医療費受給者証麹」を使用すると、支給を受けた額を返していただくことになりますのでご注意ください。

届出が必要な場合

健康保険証

福祉医療費受給者証親

願いすることがあります。

※そのほかにも書類等の提出をお

- ○亡くなったとき。
- 生活保護法など、他の制度によって同様の医療費助成が 受けられるようになったとき。
- 健康保険証の資格がなくなったとき。
- 京都市外に転出するとき。
- 氏名や世帯の構成が変わったとき。
- 京都市内で転居したとき。
- 健康保険証の種類又は記載事項が変わったとき。
- 交通事故などの治療を「福祉医療費受給者証親」を使って受けたとき。
 - ※ 届出をしないままひとり親家庭等医療費の支給を受けた場合、支給を受けた額をあとで返していただく場合があります。

届出・お問い合わせは、お住まいの区の区役所・支所の 保健福祉センター子どもはぐくみ室まで

(右京区京北地域にお住まいの方は、右京区役所京北出張所保健福祉第一担当へ)

区・支 所	電 話 番 号	区・支所	電 話 番 号
北区役所	432-1284	右京区役所	861-1437
上京区役所	441-5119	右京区役所京北出張所	852-1815
左京区役所	702-1114	西京区役所	381-7665
中京区役所	812-2543	西京区役所洛西支所	332-9195
東山区役所	561-9350	伏見区役所	611-2391
山科区役所	592-3247	伏見区役所深草支所	642-3564
下京区役所	371-7218	伏見区役所醍醐支所	571-6392
南区役所	681-3281		

≪ジェネリック医薬品(後発医薬品)をご存知ですか≫

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、同じ有効成分をもつ比較的安価なお薬です。ジェネリック医薬品を使用することでお薬代の自己負担が軽減されるとともに、本市の財政負担の軽減にも繋がります。本市の財政状況が厳しい中、ひとり親家庭等医療費支給制度が将来にわたって持続可能な制度となるようご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品のご使用にあたっては、医師や薬剤師にご相談ください。